

相馬市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令 和 6 年 度	人 32,261	千円 20,002,411	千円 578,977	千円 2,950,089	% 14.7	% 12.2

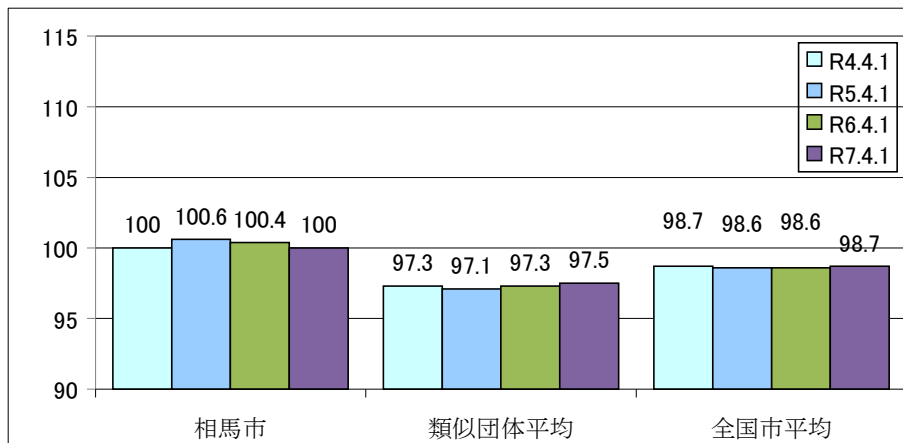
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	千円	千円
令 和 6 年 度	人 289	千円 1,153,428	千円 178,680	千円 484,423	千円 1,816,531	6,286	6,123

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、普通会計における令和6年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や

経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 令和7年のラスパイレス指数は令和7年12月ごろに公表予定です。

(4) 給与改定の状況

※相馬市には人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。
月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、国・県に準じて改定を行っています。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施 ・ 未実施]

②その他見直し内容

該当なし

(6) 特記事項

- 相馬市では、平成16年度から平成21年度まで、相馬市独自に職員給与を減額し支給していました。
○給料表1、2級＝給料月額の2%、3、4級＝給料月額の3%、5～7級＝給料月額の5%（平成18年3月31日以前は別率）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
相馬市	42.9 歳	342,600 円	392,734 円	365,414 円
福島県	42.7 歳	335,600 円	417,259 円	—
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	42.6 歳	327,221 円	383,976 円	354,371 円

※平均給与月額(国比較ベース)とは、国家公務員と同じベース(給料に扶養手当・住居手当・管理職手当を加算)で再計算したもの。

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
相馬市	55.8 歳	347,800 円	371,748 円	354,886 円	—	—	—	—
うち清掃職員	58.2 歳	360,100 円	430,500 円	360,100 円	廃棄物処理業従事員	48.0 歳	320,600 円	1.34
うち自動車運転手	54.7 歳	359,000 円	471,250 円	381,250 円	自家用乗用自動車運転手	62.8 歳	194,000 円	2.43
うち用務員	60.4 歳	357,600 円	366,400 円	361,600 円	用 務 員	48.3 歳	223,600 円	1.64
うち学校給食員	54.5 歳	342,500 円	354,750 円	348,807 円	調 理 士	44.8 歳	242,300 円	1.46
福島県	53.3 歳	302,100 円	339,471 円	—	—	—	—	—
国	51.3 歳	294,567 円	—	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	52.3 歳	312,166 円	339,859 円	325,721 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
相馬市	—	—	—
うち清掃職員	7,014,500 円	4,457,900 円	1.57
うち自動車運転手	7,513,000 円	2,567,800 円	2.93
うち用務員	6,158,900 円	3,083,400 円	2.00
うち学校給食員	6,001,800 円	3,138,800 円	1.91

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
相馬市	37.8 歳	299,900 円	330,001 円
福島県 (小中学校(幼稚園))	45.3 歳	381,000 円	421,381 円
類似団体 (小中学校(幼稚園))	40.8 歳	314,249 円	348,456 円

(注)1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	相 馬 市	県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	230,300 円	230,300 円
	高 校 卒	198,000 円	188,000 円
技 能 労 務 職 (県は上段が技能職員、 下段が労務職員)	高 校 卒	202,900 円	196,900 円
	中 学 卒	182,000 円	189,900 円
教 育 職 (幼稚園教諭)	大 学 卒	227,800 円	256,800 円
	短 大 卒	214,000 円	212,500 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和7年4月1日現在）

区 分	経験年数10年以上 15年未満	経験年数15年以上 20年未満	経験年数20年以上 25年未満	経験年数25年以上
一 般 行 政 職	大 学 卒 305,900 円	大 学 卒 342,400 円	大 学 卒 372,500 円	大 学 卒 389,900 円
	高 校 卒 — 円	高 校 卒 — 円	高 校 卒 347,800 円	高 校 卒 355,100 円
技 能 労 務 職	高 校 卒 —	高 校 卒 —	高 校 卒 — 円	高 校 卒 345,300 円
	中 学 卒 —	中 学 卒 —	中 学 卒 —	中 学 卒 —
教 育 職 (幼稚園教諭)	大 学 卒 —	大 学 卒 —	大 学 卒 —	大 学 卒 —
	短 大 卒 —	短 大 卒 —	短 大 卒 —	短 大 卒 —

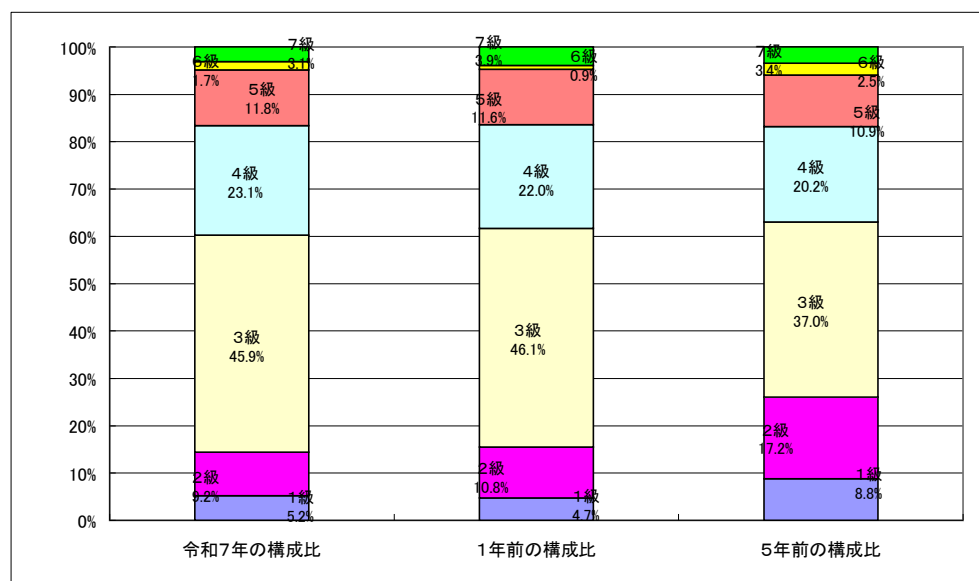
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事・技師	12 人	5.2%	186,700 円	263,900 円
2 級	主査	21 人	9.2%	234,000 円	315,900 円
3 級	係長・主査	105 人	45.9%	269,700 円	362,800 円
4 級	主幹・課長補佐・主任主査	53 人	23.1%	304,300 円	399,400 円
5 級	課長・室長・所長	27 人	11.8%	328,200 円	412,800 円
6 級	部長・参事	4 人	1.7%	363,300 円	429,200 円
7 級	部長・局長	7 人	3.1%	418,100 円	461,500 円

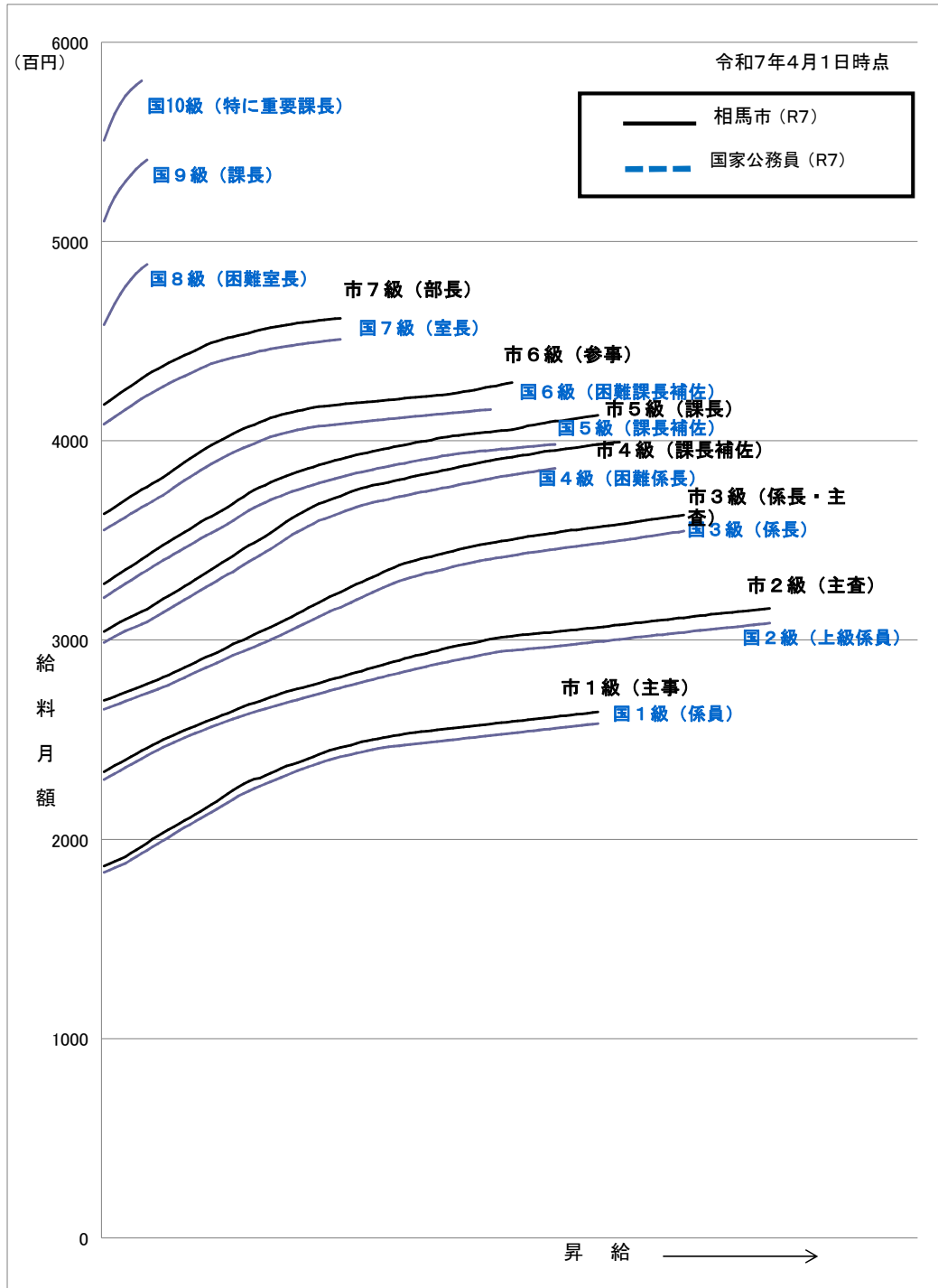
(注) 1 相馬市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から7級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 職員の人事評価の状況

○職員の人事評価の状況

地方公務員法の改正により、導入が義務化され、本市では平成30年度から試行的に導入いたしました。
人事評価制度は、職員個人の自己実現や能力開発、職務レベルの向上を図ることで、最終的に組織力を高め、住民サービス向上に資することを目的としています。そのため、制度に対する理解を深める評価者訓練等の研修を行っていくとともに、職員からの意見なども踏まえながら、より良い制度とするため今後も努めます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

相馬市	福島県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,691 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,760 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40) 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(相馬市)

令和6年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用		
標準に加え、上位の区分も適用		
標準に加え、下位の区分も適用	○	○
標準の区分のみ適用(一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

相馬市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 (自己都合 7,387 千円 勸奨退職 0 千円 定年退職等 18,779 千円)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(3%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日)

支給実績(令和6年度決算)	669 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	669,157 円

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	249 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	2,489 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	3.1 %
手当の種類(手当数)	6 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務職員の手当	右記業務に従事した職員	市税及び税外収入金の徴収、外勤事務に従事した職員	42 千円	日額500円
清掃業務員の手当	右記業務に従事した職員	清掃作業にもつばら従事する職員	59 千円	日額250円
社会福祉課職員の手当	右記業務に従事した職員	福祉事務所に勤務し、現業を行う職員又は指導監督を行う職員	148 千円	月額4,100円
防疫作業員の手当	右記業務に従事した職員	伝染病・防疫作業に従事した職員	0 千円	日額250円
行旅死病人・変死人収容作業の手当	右記業務に従事した職員	行旅死病人・変死人の収容作業に従事したとき	0 千円	1件当たり3,300円
災害応急作業等職員の手当	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生した市外の地方公共団体の区域に派遣されて災害応急作業に従事したとき	0 千円	日額1,080円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	78,931 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	298 千円
支給実績(令和5年度決算)	86,453 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	319 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度実績)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度実績)
扶養手当	①配偶者 3,000円 ②子 11,500円 ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 ③配偶者及び子以外の扶養親族 6,500円	同		31,029 千円	233,301 円
住居手当	①月額20,500円以下の場合 家賃－9,500円 ②月額20,500円を超える場合 (家賃－20,500円)÷2+11,000円 (28,000円限度)	異	【国の制度】 ①家賃27,000円以下 家賃－16,000円 ②家賃27,000円を超え61,000円未満 (家賃－27,000円)÷2+11,000円 ③家賃61,000円以上 28,000円	16,794 千円	299,893 円
通勤手当	①交通機関利用 月額 64,000円まで全額支給 ②自動車等利用 2km～95km 3,000円～70,600円	異	自動車等使用者における距離区分、支給額ともに福島県に準拠している。	14,124 千円	74,337 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づき、給料月額について適正な特別調整額を支給。(給料の特別調整額を受ける職員には、超過勤務手当は支給されない) ①本庁の部長 66,000円 ②本庁の参事 50,000円 ③本庁の課長 47,000円 ④本庁の主幹 38,000円	異	国では、官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている。	25,263 千円	574,159 円
宿日直手当	一般の宿日直 5,600円	異	国では、勤務の態様に応じ、勤務1回につき4,400円～21,000円を支給	683 千円	5,500 円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時または緊急の必要等により週休日または休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合や平日の深夜に勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき定額(管理職手当の支給区分に応じて定める額) 週休日等の勤務については4,000円～8,000円(6時間を超える勤務は5割増) 平日深夜については、2,000円～4,000円	異	俸給の特別調整額の区分等に応じ、週休日等の勤務については18,000円～6,000円(6時間を超える勤務は5割増)、平日深夜については9,000円～3,000円	331 千円	11,414 円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額		等
給料	市 長	985,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額		
	副 市 長	790,000 円	985,000 円 / 790,000 円	391,500 円 / 420,000 円	
報酬	議 長	445,000 円	545,000 円 /	230,000 円	
	副 議 長	395,000 円	475,000 円 /	200,000 円	
	議 員	375,000 円	442,000 円 /	180,000 円	
期末手当	市 長	(令和6年度支給割合)			
	副 市 長	3.45 月分			
	議 長	(令和6年度支給割合)			
退職手当	副 議 長	3.45 月分			
	議 員				
	備 考				
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期(48月)の手当額)	(支給時期)	
	副 市 長	給料月額×在職月数×45/100	2,128万円	任期ごと	
	備 考	給料月額×在職月数×30/100	1,138万円	任期ごと	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

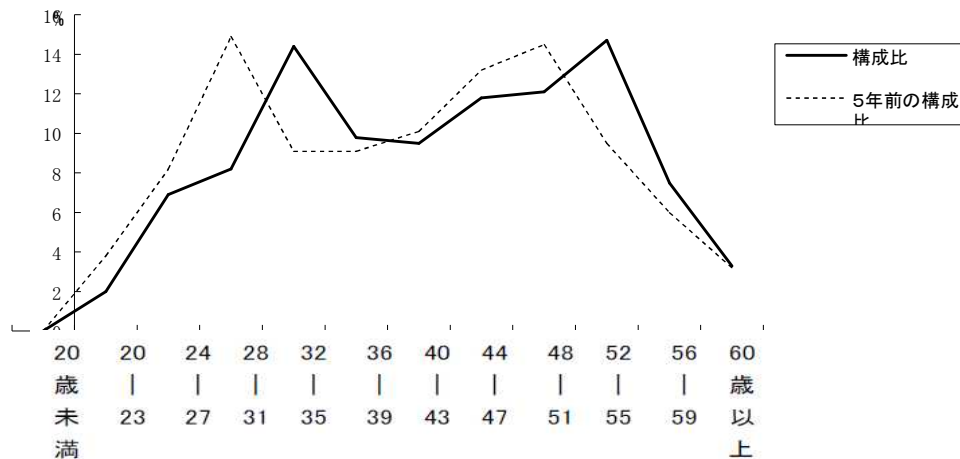
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		令和6年	令和7年		
一般行政部門	議 会	6	6	0	
	総 務	72	71	△ 1	人事異動に伴う職員減
	税 務	22	22	0	
	民 生	29	32	3	人事異動に伴う職員増
	衛 生	21	22	1	人事異動に伴う職員増
	農林水産	18	18	0	
	商 工	7	7	0	
	土 木	36	35	△ 1	退職に伴う職員減
	小 計	211	213	2	
特別行政部門	教 育	78	73	△ 5	人事異動及び退職に伴う職員減
普通会計計		289	286	△ 3	
公営企業等 会計部門	下 水 道	6	6	0	
	そ の 他	14	14	0	
	小 計	20	20	0	
合 計		309 [401]	306 [401]	△ 3 [0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0	6	21	25	44	30	29	36	37	45	23	10	306

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	220	217	220	216	211	213	▲ 7 (▲ 3.2 %)
教育	80	77	77	80	78	73	▲ 7 (▲ 8.8 %)
普通会計	300	294	297	296	289	286	▲ 14 (▲ 4.7 %)
公営企業等会計	22	19	19	20	20	20	▲ 2 (▲ 9.1 %)
総合計	322	313	316	316	309	306	▲ 16 (▲ 5.0 %)

※上記教育部門の職員数には教育長(1名)は含めていない数である。

7 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

- 勤務時間 8:30～17:15 (7時間45分) ※勤務時間は、勤務場所により異なる。
- 休憩時間 12:00～13:00 (平成21年4月1日～)
- 週休日 土曜日および日曜日
- 休日 国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)

(2) 職員の年次有給休暇、病気休暇及び特別休暇等の状況

□年次有給休暇 20日

□病 気 休 暇 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

□特 別 休 暇 特別休暇は、出産・結婚その他の特別な事由により職員が勤務しないことが相当であるとして「相馬市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」で定められている有給休暇です。規則で定められている主な特別休暇は次のとおりです。

種 類	日 数
産前産後休暇	産前：8週間以内、産後：8週間以内
妊娠障害休暇	必要と認められる期間
育児時間休暇	1日2回(各30分以内)
配偶者出産休暇	2日以内
子育て休暇	年に7日または10日以内
生理休暇	その都度2日以内
忌引休暇	配偶者：10日、父母：7日など
夏季休暇	7/1～10/31の間に5日以内
ボランティア休暇	年に5日以内
結婚休暇	連続する7日以内
配偶者、父母及び子の祭日の休暇	その都度1日以内

□介 護 休 暇 介護休暇は、職員が配偶者・父母・子、配偶者の父母、子の配偶者、配偶者の子、祖父母・孫・兄弟姉妹、または生計が同じ三親等内の親族、配偶者の父母の配偶者で、負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合に、最大6か月を3回に分けて認められる休暇です。

□育 児 休 暇 育児休暇は、職員の子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる休暇です。

8 職員の分限及び懲戒の状況

職員の分限及び懲戒の状況（令和6年度）

処分内容	処分者数	内 容
分限処分		
免職	0人	公務能率の維持を目的とした処分で、勤務成績が良くない場合、心身の故障の場合、職務に必要な適格性を欠く場合等の際に行われます。
降任	0人	
休職	4人	
懲戒処分		
免職	0人	秩序の維持を図ることを目的とした制裁的処分で、職務上の義務違反や全体の奉仕者にふさわしくない非行があった場合等の際に行われます。
停職	0人	
減給	0人	
戒告	0人	

9 職員の服務の状況

職員の服務については、地方公務員法第30条に含むの根本基準が定められているほか、次のような職務上の義務があります。

- ☐ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- ☐ 信用失墜行為の禁止
- ☐ 秘密を守る義務
- ☐ 職務に専念する義務
- ☐ 政治的行為の制限
- ☐ 争議行為等の禁止
- ☐ 営利企業等の従事制限

10 職員研修の状況

職員研修の状況（令和6年度）

研 修 名		受講者数
新規採用職員実務研修		4
新規採用職員研修（前期）		4
新規採用職員研修（後期）		4
管理監督者研修		38
テーマ研修	交通安全研修	30
	接遇向上研修（内部講師）	4
	接遇研修（ふくしま自治研修センター講師）	21
	ハラスメント防止研修	48
	手話研修（内部講師）	4
	情報セキュリティ研修	135
	健康管理研修	23
	メンタルヘルス研修	45
	実務基礎研修（例規・財務・文書管理）	20
	ICTアドバイザー派遣事業に係る研修	65
	評価者内部研修（内部講師）	35
	評価者訓練（外部委託）	37
	被評価者研修（外部委託）	30
	認知症サポーター養成講座	26
	自殺予防ゲートキーパー養成研修会	23
	メンター研修（内部講師）	12
ふくしま自治研修センター派遣研修		51
その他（東北自治研修所、市町村アカデミー、人事交流）		6
合 計		665

1.1 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 主な健康管理事業【令和6年度実績】

項目	対象者・検査項目	実施月、受診者数等
①定期健康診断	・対象 市職員（人間ドック受診者を除く） ※会計年度任用職員も含む ・検査内容 医師診察・身長体重・視力検査・聴力検査・腹囲測定 心電図検査・血圧測定・眼底検査・尿検査・胸部X線 胃部間接撮影・血液検査・大腸ガン検査 (29歳以下は眼底検査・胃部間接撮影・大腸ガン検査を除く)	令和6年11月～令和7年2月 受診者：301人
②破傷風予防接種	・対象 生活環境課・放射能対策室・農林水産課・ 都市整備課・土木課・下水道課・教育部総務課 に新たに配置となった職員（会計年度任用職員含む）	令和6年6月～令和7年3月 受診者：10人
③B型肝炎予防接種	・対象 生活環境課・放射能対策室・社会福祉課 に新たに配置となった職員（会計年度任用職員含む）	令和6年6月～令和7年3月 受診者：2人
④子宮頸がん検診	・対象 希望する女性職員（会計年度任用職員含む）	令和6年12月 受診者：33人
⑤乳がん検診	・対象 希望する女性職員（会計年度任用職員含む）	令和6年12月 受診者：34人
⑥人間ドック	・対象 市職員（180人まで、自己負担あり） ・検査内容 日帰りドック（婦人がん検診を含む）	令和6年7月～令和7年2月 受診者：177人

(2) 相馬市職員共助会の事業

相馬市職員共助会を規約に基づき設置して、会員は相馬市役所職員、相馬方部衛生組合職員、相馬地方広域水道企業団職員より組織されており、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、地方公務員としての品位を保持し、職務の完遂をととして地方自治の発展に貢献することを目的として事業を実施しています。

※令和6年度（決算）

■会員数 565人（令和6年4月1日現在）
 ■会員（職員）掛け金 金額 13,504千円
 掛金率 給料月額×7/1,000(R6.4)→給料月額×6/1,000(R6.5～)

■市交付金等 2,605千円（相馬市）
 529千円（相馬方部衛生組合）
 197千円（相馬地方広域水道企業団）
 合計 3,331千円（全体）

■事業内容

- ・給付事業・・・・・・ 会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝金、見舞金の給付を行う。
- ・体育・文化事業・・・・ スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等について、費用の一部を助成する。
- ・健康管理事業・・・・ 人間ドック、インフルエンザ予防接種受診者に対して、費用の一部を助成する。

事業運営に必要な経費は、主に会員（職員）掛金と市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金により賄われています。なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金は「地方公務員が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

1.2 職員の退職管理の状況

職務の公正な執行のため、離職後に営利企業等へ再就職した元職員に対し、現職職員への契約等事務についての働きかけを禁止するなど、適正な退職管理に努めています。